平成25年度決算に基づく射水市の健全化判断比率について

健全化判断比率とは、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」 及び「将来負担比率」の4つの指標からなり、それぞれ、標準的に収入が見込ま れる地方税などの一般財源(標準財政規模)等に対する割合を示すものです。この健 全化判断比率のいずれかが一定の基準以上となった場合には、「財政健全化計画」 又は「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

平成25年度決算に基づく射水市の健全化判断比率は、全ての指標において早 期健全化基準を大きく下回っています。引き続き安定した財政基盤の確立・経営 の合理化に努めてまいります。

(単位:%)

項目	本市の算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.15	20.00
連結実質赤字比率	-	17.15	30.00
実質公債費比率	14.9	25.0	35.0
将来負担比率	122.1	350.0	

実質赤字比率・連結実質赤字比率の「・%」は、実質的な赤字額が発生していないことを表しています。

将来負担比率の「-%」は、実質的な将来負担が発生していないことを表しています

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は射水市の場合のもの(地方公共団体により数値が異なる)

早期健全化基準とは・・・「

・「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に取組まなければなりません。
・・レッドカード」に当たるもので、この基準以上である場合には国等の関与の下で財政再建を行わなければならず、「財政再生計画」を策定し、財政の再生を図らなければなりません。 財政再生基準とは

実質赤字比率(平成25年度 なし)

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、標準 財政規模に対する割合で表したものです。

本市において、この指標の算定対象となる会計は、一般会計と墓苑事業会計です が、平成25年度決算では、いずれの会計も黒字であったことから実質赤字額がな く、実質赤字比率は算定されませんでした。

> 一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率(%)

標準財政規模

-般会計等…一般会計及び一般会計等に属する特別会計 標準財政規模…市の標準的な一般財源の規模

連結実質赤字比率(平成25年度 なし)

先の実質赤字比率の対象であった一般会計等のほか国民健康保険事業特別会計 や公営企業である水道事業など、市のすべての会計の収支を連結することによっ て、市全体の財政状況を把握することができます。

平成25年度決算では、いずれの会計も実質赤字額がなく、また公営企業でも 資金不足額がなかったことから、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

実質公債費比率(平成25年度 14.9%)

標準財政規模を基本とする額に対する借入金(地方債)の当該年度の<mark>実質的な返</mark> 済額(公債費)の大きさを割合で表したものです。3か年の平均値で表します。

この比率が高まると借入金の返済に対する義務的な負担割合が高まったことになります。なお、比率が18%を超えると市債発行に対して許可が必要となり、25%を超えると市債発行が一部制限されます。

平成25年度決算に基づく比率は、14.9%(前年度比 0.7ポイント)となりました。

実質公債費比率(%) (3か年平均)

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

準元利償還金…特別会計等の公債費に係る繰出金、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出予定額等 基準財政需要額算入額…普通交付税の額の算定上、基準財政需要額に算入された額

将来負担比率(平成25年度 122.1%)

財政規模を基本とした額に対する一般会計が将来負担しなければならない<mark>実質的な負債</mark>を示す比率です。将来負担しなければならない負債とは、一般会計等の市債残高や公営企業債に対する今後の繰入見込額などです。

平成25年度の比率は、122.1%(前年度比 6.0ポイント)となりました。

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額)

将来負担比率(%)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担額…地方債現在高、債務負担行為の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、 退職手当支給予定額及び設立法人(土地開発公社)に対する負担見込額等の合計

参考・これまでの推移

射水市では、財政の健全化のため、<u>市の借金である市債の発行については、合併特</u> **例債等の有利な市債を最大限に活用しています。**

国からの地方交付税の代替財源である臨時財政対策債(返済額の100%が後年度の地方交付税で措置される市債)の残高が増加したこと等により、借入金残高は増加していますが、**実質的な負担は着実に減少**しており、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の数値は、いずれも低くなってきています。

単位:%

年度	実質公債	責費比率	将来負担比率	
十	比率	増減(前年度比)	比率	増減(前年度比)
平成19年度	16.6		180.1	
平成20年度	16.8	0.2	185.1	5.0
平成21年度	16.4	0.4	173.3	11.8
平成22年度	16.1	0.3	156.8	16.5
平成23年度	16.0	0.1	147.4	9.4
平成24年度	15.6	0.4	128.1	19.3
平成25年度	14.9	0.7	122.1	6.0

2 資金不足比率について

資金不足比率とは、水道、病院等の公営企業の資金の不足額を、公営企業の事業 規模である営業収益の額に対する割合で表したもので、経営状態の悪化の度合いを 示すものです。

射水市では、企業団地造成事業、水道事業、下水道事業、病院事業が対象となり ます。

> 資金不足額 資金不足比率(%) 事業の規模

資金の不足額…法適用の会計では、流動負債が流動資産を超えた場合のその額 法非適用の会計では、実質赤字の額

平成25年度決算に基づく射水市の資金不足比率

平成25年度では、全ての公営企業において資金不足額がなく、資金不足比率は 算定されませんでした。今後とも行財政改革を推進し、一層の経営健全化に努めて いきます。

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
企業団地造成事業特別会計		20.0
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	-	20.0

資金不足比率の「 - %」は、各会計で資金の不足がないことを表しています。 経営健全化基準とは・・・<mark>「イエローカード」</mark>に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付け られ、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化に取り組まなければなりません。